

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等に対する意見公募
の結果について

令和 8 年 1 0 月 1 9 日
経 済 産 業 省
大臣官房調査統計グループ
鉱 工 業 動 態 統 計 室

「経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等」について、令和 8 年 7 月 24 日から同年 8 月 2 4 日まで意見公募を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

ご協力ありがとうございました。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	意見の趣旨(総論)： 本改正案において掲げられている「我が国の鉱工業生産における市場規模の変化への対応」、「調査事務の効率化」および「報告事業者の記入負担軽減」という基本的な方向性には深く賛同いたします。 一方で、109 種類から 55 種類への調査票の大幅な再編・統合ならびに品目の統廃合・大括り化に伴い、(1)過去の時系列データとの比較可能性の断絶、(2)施行までの準備期間短縮による報告事業者のシステム改修・運用上の混乱、(3)詳細な産業実態把握機能の低下、といった課題が懸念されます。 つきましては、省令案等の基本骨子を変更することなく、運用・システム面およびガイドラインの整備により比較的容易に実施可能であり、かつ統計の品質維持と事業者負担の軽減を両立させるための 5 つの具体的な改善策を提案いたします。 具体的な改善提案(各論)： 提案 1：時系列データの継続性を確保するための「新旧品目接続コード表」および「データ接続ガイドライン」の早期公表 [内容・理由] 複数の調査品目が一つに統合されること(例：旧紡績糸月報における「再生・半合成繊維系」「アクリル系」「ポリエステル系」等の「化学繊維紡績系」への統合など)に	御意見ありがとうございます。 調査品目の見直しに伴う時系列データの継続性、報告事業者の準備負担、オンライン回答システムの利便性向上及び誤入力防止の重要性については認識しております。また、統計情報の提供方法や調査品目の見直しについては、統計利用ニーズや社会経済情勢等を踏まえながら検討を行っております。 いただいた御提案・御意見につきまして、今後の調査実施、統計利用者への情報提供及びシステム改善等を検討する際の参考とさせていただきます。

より、過去の長期データとの直接的な時系列比較が困難となります。これは、民間企業における市場分析や需要予測、研究機関における分析等に支障を及ぼす可能性があります。

[具体的な改善案]

制度施行(令和9年1月)と同時に、政府の統計ポータルサイト(e-Stat)等において以下の情報を公表・提供することを提案します。

(1) 旧調査品目コードと新調査品目コードの完全な1対1・1対N・N対1の対応を示す「新旧品目接続コード対照表(CSV形式)」の提供。

(2) 過去の公表データについて、新品目分類に組み替えた参考系列データ(ヒストリカルデータ)または時系列接続のためのガイドラインの掲載。

本措置は、集計データベースの既存情報を整理・出力することで対応可能であり、統計利用者の利便性を飛躍的に高めます。

提案2: 事業者側システム改修のための「調査票データレイアウト・コード体系」の早期予備提示と施行初期における経過的運用の実施

[内容・理由]

本改正は令和8年12月上旬の公布から令和9年1月1日の施行まで約1ヶ月間しかなく、年末年始の繁忙期とも重なります。報告事業者(特に大括り化や調査票統合の影響を受ける企業)では、社内基幹システムやデータ抽出プログラムの改修、記入マニュアルの改訂が必要となり、施行直後のデータ提出において入力ミスや提出遅延が発生するリスクが高まります。

[具体的な改善案]

(1) 確定版の省令・告示の公布を待たず、令和8年9月から10月中旬を目途に、新しい調査票のデータレイアウト、項目定義、CSVアップロードフォーマット、新品目コード体系の「予備仕様書」を経済産業省ウェブサイト上で早期公開してください。

(2) 令和9年1月分から3月分調査までの初期3ヶ月間について「システム移行・慣延期間」と位置付け、回答遅延や形式的な

入力誤りに対して柔軟に対応するサポート体制(個別問合せ窓口の設置や迅速なエラーフィードバック)を明記・運用してください。

提案 3: 調査票の集約に伴う誤入力防止のための「オンライン回答システム」における動的入力支援機能の導入

[内容・理由]

調査票が 109 種類から 55 種類へ半減・集約されることに伴い、1 枚の調査票内に複数の製品カテゴリーや多岐にわたる品目が含まれることとなります。これにより、事業者が自社に関係のない品目欄へ誤って記入したり、該当する記入欄を探すのに手間取ったりする懸念が生じます。

[具体的な改善案]

政府が推進するオンライン調査システム(e-Gov 電子申請や専用 Web 回答システム等)において、以下の UI(ユーザーインターフェース)改修を行うことを提案します。

(1) 事業者が初回ログイン時または設定画面において「自社の対象取扱品目」を選択(チェック)することで、非該当の入力欄や列を自動的に非表示化・グレイアウトする「動的フォーム表示機能」を実装すること。

(2) 数量単位(例:kg と t、千個と個など)の誤入力を防ぐため、入力値の桁数や前月実績との著しい乖離に対する自動警告(アラート)機能を画面上に表示させること。

既存の Web 回答システムのプログラム改修で対応可能であり、事業者の誤記入率を低減させ、調査側の確認・再調査業務の大幅な削減につながります。

提案 4: 大括り化・削除された重要品目における「定性的注記の活用」および「他統計との補完連携」の整備

[内容・理由]

統一基準(年間出荷額 100 億円未満、秘匿処理の必要性等)に基づき単独品目から削除・統合された製品(例:避雷装置、補聴器、電気かみそり、薄型テレビ等)の中には、社会インフラ、医療・福祉、先端技術の観点から重要な製品が含まれています。これらが完全に統計上から見えなくなるこ

とで、特定の産業動向の把握が困難になる恐れがあります。

[具体的な改善案]

(1) 統合後の品目において、特定の重要製品の割合が大きく変化した場合や、特殊な需要変動があった場合に、報告事業者が調査票の「備考欄・特記事項欄」に定性的理由を容易に記入・選択できるような運用要領を整備すること。

(2) 本動態統計から削除された品目について、年次で実施される構造統計(経済センサス活動調査等)や関連業界団体が実施している自主統計とのデータ補完関係(どの統計を参照すれば代替データを補えるか)を一覧化した「統計補完ガイド」を公表すること。

提案5: 統合後の統計利用状況に関する「中間評価(モニタリング)」と柔軟な見直し方針のあらかじめの明記

[内容・理由]

近年の産業構造の変化や技術革新(半導体関連、脱炭素技術、デジタル機器等)のスピードは非常に速く、今回の統廃合基準(令和7年8月承認の統一基準)による分類が、数年後には実態と乖離する可能性があります。

[具体的な改善案]

本改正の附記または運用方針として、「施行後2年程度経過した時点(令和11年頃)において、統計利用者(行政、アナリスト、業界団体)および報告事業者からの意見を収集する中間評価(モニタリング)を実施し、必要に応じて品目の再分離や修正を行う」旨をあらかじめ明記・公表してください。

あらかじめ見直しの機会を設定しておくことで、統計の硬直化を防ぎ、市場変化に柔軟に対応できる統計制度としての信頼性を高めることができます。

結び(本提案の実施により期待される効果):

以上の5点の提案は、法改正や統計調査の骨子そのものを再検討させるものではなく、マニュアル・ガイドラインの公表、システム設定の工夫、運用上の配慮といった

	「行政側で比較的容易に講じることができる措置」です。 これらを講じることにより、経産省が目指す「調査事務の効率化」と「回答者の負担軽減」を達成しつつ、基幹統計としての「データの精度・継続性・利用価値」を最大限に維持することが可能となります。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。	
2	・調査票番号 6080-品目番号 0105-（副生硫酸アンモニウム）について 硫酸アンモニウムは一般に硫安（りゅうあん）と呼ばれる窒素肥料であり、日本の農業生産に欠かせない最も重要な窒素肥料の一つです。副生硫酸アンモニウムは主に鉄鋼業の副産物として生成するものですが、その規模は日本国内の 1/3 を占めています。現在、硫安は国内供給をほぼ国産で賄える唯一の窒素肥料であり、その 1/3 を占める副生硫酸アンモニウムが統計から外れることは由々しき事態と考えます。日本の農業政策を考える上でも支障が出ることは避けられません。さらに、本件に関し、副生硫酸アンモニウムを調査から外すという情報や相談は一切受けておりません。このような中で、副生硫酸アンモニウムを調査統計から外すという決定がなされていることは心外です。調査対象から外すという決定を撤回していただくことを強く要望いたします。 ・調査票番号 6121-品目番号 0117-（化学石こう）について 化学石こうは主に火力発電所から発生する排煙脱硫石こうや精錬業での精錬石こう、磷酸製造で発生する磷酸石こうなど、様々な過程で発生する副生石こうです。発生源ごとに〇〇石こうといった名称はありますが、どれも同じ化学石こうであり、これらの副生石こうは国内で年間 300 万トン以上生産されています。そしてその全てが石こうボードやセメント原料などに消費され、国内供給の 2/3 を占めております。国内供給の 1/3 は輸入石こうですが、輸入石こうは基本的に天然石こう（鉱石）であり、国産の化学石こうより高価な上、国際情勢にも左右される不安定なものです。繰り返になりますが、国内で生産される化学石こ	御意見ありがとうございます。 副生硫酸アンモニウム及び化学石こうが、我が国の農業生産や建材産業等において重要な役割を果たしていることについては認識しております。 一方、経済産業省生産動態統計調査における調査品目については、統計の有用性の確保と報告者負担の軽減を両立する観点から、調査品目の選定に係る統一的な基準に基づき見直しを行ったものです。今回の見直しに当たっては、各品目の市場規模や統計利用状況等を総合的に勘案した結果、当該品目を調査対象から除外することとしました。 なお、いただいた御意見につきましては、今後の調査品目の見直しや統計の実施を検討する際の参考とさせていただきます。

	うは極めて重要な国内資源です。その重要な国産資源の唯一の統計が動態統計であり、その統計を廃止することは建材動向を測る上で確実に不利益となります。そのような状況を鑑み、調査対象から外すという決定を撤回していただくことを強く要望いたします。	
3	・意見の要旨 本改正案（経済産業省生産動態統計調査規則の一部改正及び関連調査票様式の改正）に対し、**減税派・日本人ファースト・行政事務の軽減に賛成する立場から、部分的に賛成しつつも、全体としてさらなる大幅な簡素化・廃止を強く求める**。 調査票数を 109 から 55 に統合・削減する方向性自体は評価できるが、依然として毎月の義務的報告、詳細項目の追加、一定規模以上の事業所への負担継続、行政側の処理コストなど、多くの問題が残っている。日本人事業者の負担を最小限にし、行政コストを削って減税原資を生み出し、行政事務を真に軽減するため、現行案では不十分である。 ・意見の理由 1. 行政事務・事業者負担の軽減が不徹底である（行政事務の軽減の観点から） - 調査票を 109 から 55 に減らす統合は一定の前進だが、55 種類もの月報が残るのは依然として多すぎる。鉄鋼月報（複数）、機械器具月報（多数のその〇）、繊維・生活用品月報、紙・印刷・プラスチック・ゴム、窯業・建材、化学月報など、細分化が続いている。 - 提出期限が「翌月 15 日まで」と短く、毎月 1 部提出を義務付ける点は変わらない。中小規模の日本人事業所にとって、データ集計・確認・提出の事務負担が重い。 - 一部で「純生産量」の計算（内部消費除外）、原材料消費の詳細内訳、生産能力、月末従事者数などのフィールドが追加・精緻化されており、内部システム改修や記録管理の手間が増える。 - 電子提出が推奨される程度で、紙提出も残存し、完全自動化・ワンストップ化が不十分。記録保存義務や査察対応も継続し、	御意見ありがとうございます。 今回の見直しは、我が国の鉱工業生産における市場規模の変化への対応を図るとともに、報告者負担の軽減及び調査事務の効率化を目的として、統一的な基準に基づき調査票の統合や調査品目の見直しを行うものです。 また、調査品目については、市場規模、産業動向把握の必要性、統計利用状況等を総合的に勘案して選定しており、新たに追加する品目についても同様の考え方に基づき判断しています。 調査方法や調査頻度、調査対象範囲等については、統計の品質及び有用性の確保の観点から設定しているものであり、いただいた御意見につきましては、今後の調査実施や調査の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。

行政側の審査・集計・保管事務も減りきらない。

－ 昭和 21 年頃の古い様式が参考資料として残るなど、歴史的な過剰収集体質が根本的に解消されていない。

これらは「行政事務の軽減」に逆行する。統計法に基づく基幹統計であっても、デジタル時代に民間ビッグデータや既存行政データ連携で代替可能な部分を大胆に廃止すべきである。

2. 新たな負担増加・対象拡大の問題（減税派の観点から）

－ 低出荷額品目（年間 100 億円未満）の統合・廃止は良いが、逆に出荷額 500 億円超や行政必要性を理由に「紙管」「粉末冶金用鉄粉」「回路形成済みシリコンウエハ」「半導体用材料ガス・液体」などが新規追加される。半導体・化学関連の日本人企業に新たな報告義務が発生する。

－ 従事者数閾値（例：30 人以上、50 人以上など）の調整はあるが、依然として中堅規模の事業所を広く捕捉する。報告コストは結局、製品価格転嫁や利益圧迫を通じて日本人納税者・消費者に跳ね返る。

－ 政府がこの統計を処理する行政コスト（人件費・システム・保管）は税金で賄われる。減税を求める立場からすれば、不要・過大な統計収集は「税金の無駄遣い」であり、削減した予算を減税に回すべきである。

－ 調査結果が産業政策・補助金・規制の根拠に使われれば、結果としてさらなる介入・増税・規制強化を招くリスクがある。最小限の統計で十分であり、過剰なデータ収集は「小さな政府」に反する。

3. 日本人事業者への過度な負担と国際競争力への悪影響（日本人ファーストの観点から）

－ 本調査の対象は主に日本国内の鉱工業事業所であり、報告義務を負うのはほぼ日本人企業・労働者である。外国人企業や海外生産は除外される一方で、国内の日本人中小・中堅メーカーに毎月の事務負担が集中する。

－ 詳細な原材料・能力・在庫報告は、企業秘密に近い情報を行政に提出させることに

なり、漏洩リスクや競争上の不利益を生む可能性がある（削除理由に「秘密保護」が挙げられていること自体が、過去の問題を示唆する）。

－ 出荷額基準による追加・廃止は市場変化に対応すると言うが、実際には行政が「重要な品目」を恣意的に選定し、日本人企業に報告を強いる構図が残る。日本人の製造業を守り、雇用を維持するためには、報告負担を極限まで減らし、現場の生産活動に集中させるべきである。

－ 国際競争が激しい半導体・化学・機械分野で、日本だけが細かい月次報告を義務付けると、海外ライバル企業に対して事務コスト面で不利になる。日本人ファーストの原則から、国内事業者の負担を優先して軽減せよ。

4. その他の具体的問題点

－ 統合によりデータ粒度が粗くなり、政策判断の精度が低下する恐れがある一方で、細目追加で負担が増える矛盾。

－ 統計委員会や業界団体との調整を経たとはいえ、パブリックコメント期間が短く、事業者の実務負担の実態が十分反映されていない可能性がある。

－ 罰則（統計法に基づく）が背景にあり、未提出・誤報告のリスクが中小企業を萎縮させる。

－ 令和9年1月施行までの準備期間が短く、システム改修コストが日本人企業に集中する。

－ 全体として「効率化」を謳いながら、行政の統計権限を温存する姿勢が強い。真の軽減なら、調査自体の縮小・廃止や、任意調査への転換を検討すべきである。

・要望

1. 調査票をさらに大幅に削減（理想は10種類以下）し、月次を四半期または年次に変更すること。

2. 新規追加品目を最小限に抑え、閾値を大幅に引き上げて中小企業を除外すること。

3. 電子提出の完全義務化と、既存の行政データ・民間データの活用による報告免除を進めること。

	4. 本調査の必要性自体を根本から見直し、行政コスト削減分を減税に充てることを明示すること。 5. 日本人事業者の意見を最大限尊重し、負担増となる部分は撤回すること。 以上の理由により、現行案のままで是不十分です。行政事務の真の軽減、日本人の負担軽減、減税原資の確保を最優先に、抜本的な見直しを求めます。	
4	本件「経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等」につきまして、制度の妥当性を検証するための成果目標および KPI（重要業績評価指標）が資料中に示されていない点、並びに行政手続法第 39 条第 2 項との関係について、以下のとおり意見を申し上げます。 今回の改正案は、生産動態統計の調査規則、調査票の様式、品目分類を見直すものですが、現行資料には「なぜ今改正が必要なのか」「統計の精度がどれほど改善するのか」「企業の負担がどれほど増減するのか」「行政コストがどれほど変わるのか」「国民生活にどれほど影響するのか」など、政策効果を検証するための定量的な成果指標や KPI が示されておりません。生産動態統計は政策判断の基盤であり、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、制度改正の妥当性を客観的に検証するための KPI は不可欠であると考えます。 そのため、以下のような KPI を設定し、基準値・目標値・達成期限を明確にしたうえで、毎年の実績と予算への反映状況を公表することを求めます。 【必須と思われる KPI の例】 ・ 調査票記入時間の短縮度（企業の負担軽減） ・ 誤記載率の減少度（統計の精度向上） ・ 集計完了までの時間（速報性）の改善度（行政効率化） ・ 品目分類の適合率（産業構造との一致度） ・ 調査対象企業の回答率（統計の信頼性向上） ・ 行政コストの削減度（調査・集計の効率化）	御意見ありがとうございます。 経済産業省生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計として、我が国の鉱工業生産の動向を的確かつ継続的に把握することを目的として実施しているものです。 今回の改正は、市場規模の変化等を踏まえた調査品目の見直し及び調査票の統合等により、統計の有用性の確保と報告者負担の軽減、調査事務の効率化を図るものです。御指摘の成果指標や KPI については、本改正は個別の行政事業や政策施策の実施ではなく統計調査の見直しに関するものであることから、本案において個別の目標値等は設定しておりません。 また、いただいた御意見のとおり、統計調査の実施に当たっては、報告者負担、回答率、調査精度、統計利用ニーズ等を踏まえながら継続的な改善に努めているところであり、御意見については今後の調査実施の参考とさせていただきます。 なお、本件の意見公募手続においては、改正案、改正理由及び新旧対照表等を公表しており、行政手続法に基づく意見公募手続の対象となる命令等の案として必要な内容を示しておりますが、統計利用者や国民の皆様にとってより分かりやすい情報提供となるよう、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

【これらの KPI を算出するためのデータと収集主体】

- ・調査票記入時間：企業がアンケート形式で報告し、経済産業省が集計
- ・誤記載率：経済産業省が提出データを照合し、誤記載件数を集計
- ・集計完了までの時間：経済産業省が調査票提出日と公表日を記録
- ・品目分類の適合率：経済産業省が産業分類データと照合して評価
- ・回答率：経済産業省が調査対象企業の提出状況を集計
- ・行政コスト：経済産業省が調査・集計にかかる事務費を年次比較

これらは既存の行政データで収集可能であり、追加の大きなコストを必要としない範囲で実施できると考えます。

次に、行政手続法第 39 条第 2 項との関係について申し上げます。同条項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名と根拠条項が明示されていること」を求めています。本件資料は、題名と根拠条項自体は形式的には示されていますが、一般の利用者が読んだときに「具体的かつ明確な内容」と言えるほど、改正理由や影響範囲が分かりやすく説明されているとは言い難い構成になっています。

行政官の皆様におかれましては、これは個々の職員の責任というよりも、行政文書が専門化しすぎて利用者目線の説明が不足している構造的な問題だと理解していただきたいです。国民にとって分かりやすい行政を実現するためには、専門家だけでなく一般市民が読んでも理解できるレベルまで噛み砕いた説明を付することが不可欠です。

「自分たちの説明は国民にとって本当に分かりやすいものになっているか」を常に問い直し、必要であれば説明改善の体制を強化していただきたいと思います。

また、本件は「日本の産業統計の取り方を時代に合わせて整理し直す」とされていますが、統計制度の改善には、理系的な分析能力と文系的な制度設計能力の両方が必要です。近年、行政全体としてデータ分析人材が不足していることは多くの専門家が指摘しており、統計制度の高度化を進めるた

	めには、理系人材の積極的な登用や、府省庁間の技術的連携の強化が不可欠です。これは特定の職種を批判する意図ではなく、データに基づく政策運営を行うための体制整備が必要であるという趣旨です。 さらに、政策議論が精神論に偏り、根拠を示さずに「減税は次世代の負担になる」「給付のほうが良い」などの抽象的な主張が繰り返される現状は、国民の政策理解を妨げる要因となっています。こうした状況を改善するためにも、統計制度の強化と、客観的な成果目標および KPI の導入が不可欠であると考えます。 なお、本案件には成果目標および KPI が設定されていないため、以下の文言を付記することが適切と考えます。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げた KPI は欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。そして、“客観的な成果目標や KPI” は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで、最大限の効率・効果を得られるようお願いします。その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただくようお願いします。」 以上の理由から、本改正案には EBPM の観点から最低限の成果指標と KPI の設定、そして行政手続法第 39 条第 2 項が求める「具体的かつ明確な内容」の水準を満たすための説明改善が必要であると考えます。	
5	私は、減税推進・日本人ファースト・中国製品排除・中国人排除・行政事務の徹底削減を強く求め、政府の過剰な介入に断固反対する一国民として、本件省令案等（調査	御意見ありがとうございます。 経済産業省生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計として、我が国の鉱工業生

票様式改正を含む）に対し、以下のとおり意見を提出します。

本改正案は、鉱工業生産動態統計調査の調査票様式を令和9年1月分から改正するものですが、国家・国民の安全を最優先すべき観点から極めて不十分である一方、事業者には過度な事務負担と政府の過剰介入を助長する内容です。以下、あらゆる関連問題を網羅的に指摘し、抜本的な見直しを求めます。

1. 中国製品・中国人・中国関連の徹底排除を最優先せよ（日本人ファースト・安全保障の観点から）

鉱工業統計は国家の産業基盤を把握する重要データであり、中国の影響力拡大が深刻です。調査対象品目（鉄鋼・機械・非鉄金属等）のサプライチェーンやデータ処理において、中国製品・中国企業・中国人の関与は情報流出・データ改ざん・経済安全保障リスクを高めます。

改正案で様式を更新するだけでは不十分です。**調査の実施・データ管理・集計・公表のすべてにおいて中国製品・中国企業・中国人の関与を原則全面排除**し、日本人ファーストの立場から国内企業・日本人担当者・国内完結を絶対優先してください。中国依存を残した統計制度は産業主権を損なうものであり、絶対に認められません。

2. 政府の過剰な介入に断固反対し、行政事務を徹底削減せよ

改正案は、鉄鋼月報・金属・非鉄金属月報・機械器具月報・繊維・生活用品月報など多数の調査票様式を大幅改正・追加し、事業者に詳細な報告を強いるものです。これは典型的な行政事務の肥大化と政府の過剰介入です。

民間事業者にこれほど複雑・詳細な月次報告を義務付けることは、自由な経済活動を阻害し、特に中小企業を疲弊させます。**行政事務を半減以上に削減**することを数値目標化し、様式の最小化・ワンストップ化・デジタル完結・報告頻度の低減を義務付けてください。様式改正を機に不要な品目・項目を大胆に廃止し、官僚主導の統計強制を最小限にしてください。

産の動向を的確に把握するため実施しているものです。

今回の改正は、我が国の鉱工業生産における市場規模の変化への対応を図るとともに、報告者負担の軽減及び調査事務の効率化を目的として、調査票の統合及び調査品目の見直し等を行うものです。

御指摘の経済安全保障、情報管理、調査事務の効率化、報告者負担の軽減等に関する御意見については、統計調査の実施に当たっての参考とさせていただきます。

なお、本改正は統計調査の実施に関するものであり、税制措置、産業政策その他の制度に関する事項を定めるものではありません。

	3. 減税を基盤とした国内産業・日本人人材強化を義務付けよ 統計対応やシステム改修は巨額のコストを要します。現行の高税率が企業の余力を奪っています。 法人税等の大幅減税、システム投資の即時償却・税額控除、日本人統計・生産管理人材の育成優遇を明記し、補助金依存をやめ、減税による民間活力を優先してください。 4. その他、盛り込むべきあらゆる問題点 - 中国脅威を国際基準より上位に置き、国内完結・日本人限定を原則化。 - 行政コスト抑制と減税の両立、基準の透明化、中小負担軽減。 - 少子高齢化下の国内人材維持、現場実態無視の解消。 - 過剰介入の排除（調査は必要最小限に限定）。 - データ・システムの中国リスクを前提に設計。 以上を踏まえ、中国製品排除・中国人排除・日本人ファースト・大幅減税・行政事務大幅削減・政府過剰介入反対を核心とするよう抜本見直しを求めます。これらを反映しなければ、本制度は民間活力を削ぎ、鉱工業の真の実態把握と国家・国民の安全を確保できません。 意見が政策に反映されることを期待します。	
6	当団体では、硫酸需給に関する統計データをまとめ、硫酸の製造・販売に関わる皆様へ提供しております。 硫酸の需給と密接な可能性を持つ、化学石こう（2水塩換算値）が廃止されることは大変困ります。これまでのまとめてきたデータとの比較をすることができなくなります。よって再検討いただきたいです。 直接関係しているのは化学石膏だけなのですが、硫酸を使用して作られる繊維類、化学薬品、紙・パルプ、蓄電池、肥料関係、石こうボード、セメントのデータがなくなると過去からの推移と比較できなくなるので、広い視野で硫酸需給を確認することが困難となります。	御意見ありがとうございます。 化学石こうが石こうボード等の原材料として広く利用されていること、また、業界における需給動向の把握や過去データとの比較分析に活用されていることについては認識しております。 一方、経済産業省生産動態統計調査の調査品目については、統計の有用性の確保と報告者負担の軽減を両立する観点から、調査品目の選定に係る統一的な基準に基づき見直しを行ったものです。今回の見直しにおいては、市場規模、統計利用状況等を総合的に勘案し、化学石こうを調査対象から除外することとしました。

	このあたりご配慮いただきたく思います。	なお、いただいた御意見のとおり、統計利用者にとって時系列データの継続性は重要であると認識しており、御意見につきましては今後の調査品目の見直し及び統計情報の提供の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
7	・意見内容 今回の見直しで廃止となっている「化学石膏」の集計継続を要望致します。 ・継続を要望する理由 1) 化学石膏は石膏ボード製造における重要原料であり、原料需給の実態を把握するために不可欠なデータです。 2) 2025 年の化学石膏販売量は 329 万トンに達しており、この統計が廃止されると市場動向や需給状況の把握が困難となり、業界への影響は非常に大きいと考えます。 3) 化学石膏は排煙脱硫石膏や精錬石膏等副産される石膏を有効利用する原料であり、資源循環や環境負荷低減への貢献を示す重要な指標でもあります。	御意見ありがとうございます。 化学石膏が石膏ボード等の製造における重要な原料であり、需給動向の把握や資源循環の状況を把握する上で活用されていることについては認識しております。 一方、経済産業省生産動態統計調査の調査品目については、統計の有用性の確保と報告者負担の軽減を両立する観点から、統一的な基準に基づき見直しを行ったものであり、化学石膏については当該基準に基づき調査対象から除外することとしました。 いただいた御意見につきましては、今後の調査品目の見直しを検討する際の参考とさせていただきます。